

松阪市嬉野斎場条例

改正後					改正前				
(使用料) <b>第8条</b> 斎場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を使用申込みと同時に納付しなければならない。  2 前項の使用料は、市長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。					(使用料) <b>第8条</b> 斎場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を使用申込みと同時に納付しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による本市被生活扶助世帯は、5割引とする。 2 前項の使用料は、次の各号のいずれかに該当する者は、これを減免することができる。 (1) 旅行中に死亡し、身元のわからない者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
区分		使用料			区分		使用料		
		単位	市内	市外			単位	市内	市外
(略)					(略)				
告別式場	通夜・告別式	24時間（午後4時から翌日午後4時まで）	20,510円	貸し出しません。	告別式場	通夜	1回 (24時間以内)	11,000円	貸し出しません。
		7時間（午前9時から午後4時まで）	8,250円	貸し出しません。		告別式	1回 (3時間以内)	11,000円 3時間を超えた場合は、以後1時間を超えるごとに1,100円	貸し出しません。